

瀬谷区寄り添い型生活支援事業委託 評価基準(おもて)

評価の項目 ()配点	評価対象	配点	評価の着眼点	
法人・団体等の 事業実績 (5)	法人・団体等の 事業実績	5	A	加点要素 (5) ・子ども及び子育て家庭への支援活動について十分な実績がある。
			C	基本 (3) ・子ども及び子育て家庭への支援活動について実績がある。
			E	(1) ・子ども及び子育て家庭への支援活動について実績が不十分である。
業務実施方針 (25)	小学生、中学生の 現状や、彼らが抱える課題についての 理解度	10	A	加点要素 (10) ・(B)に加え、瀬谷区の特長や課題を十分に理解している。
			B	加点要素 (8) ・現在までの法人の活動実績に基づき、現状の課題を理解している。
			C	基本 (6) ・本事業の対象者を取り巻く社会情勢の現状や、対象者が抱える課題について理解している。
			D	減点要素 (4) ・現状や課題について一部理解が不十分な点がある。
			E	(2) ・現状や課題について理解が不十分である。
	解決に向けた方向性	15	A	加点要素 (15) ・(B)に加え、瀬谷区の対象者へ対応した、具体的な解決への方向性が示されている。
			B	加点要素 (12) ・法人の実績に基づき、具体的な解決への方向性が示されている。
			C	基本 (9) ・本事業の目的及び内容を理解し、解決に向けた方向性が示されている。
			D	減点要素 (6) ・目的及び内容について、一部理解していない部分がある。
			E	(3) ・目的及び内容を全く理解していない。
業務実施内容と 手法 (40)	企画内容の妥当性	20	A	加点要素 (20) ・(B)に加え、瀬谷区独自の課題に対応した企画内容が示されている。
			B	加点要素 (16) ・生活支援に関して、法人独自の企画内容が示されている。
			C	基本 (12) ・生活支援に関して、要綱の内容を盛り込んで示されている。
			D	減点要素 (8) ・支援要素の一部が欠けている。 ・妥当でない内容が含まれている。
			E	(4) ・企画内容の妥当性に欠ける。
	企画内容の実現性	20	A	加点要素 (20) ・将来にわたって発展が見込まれる内容が示されている。
			B	加点要素 (16) ・継続的に実施可能な内容が示されており、実現性も高い。
			C	基本 (12) ・企画内容に具体的な方法や手順が示されており、実現性がある。
			D	減点要素 (8) ・実現には課題がある。
			E	(4) ・具体性がなく、実現性に乏しい。

評価の項目 ()配点	評価対象	配点	評価の着眼点		
業務実施体制 (30)	実施組織	15	A	加点要素 (15)	・法人としてのバックアップ体制が確立している。 ・常勤1名が確保されている。 ・安全に子どもを預かる職員体制が確立されている。
			B	加点要素 (12)	・常勤1名が確保されている。 ・安全に子どもを預かる職員体制について具体的な記載がある。
			C	基本 (9)	①実現性の高い人材確保の考え方(資格・経歴)が示されている。 ②安全に子どもを預かる職員体制について示されている。
			D	減点要素 (6)	・①②のどちらかが、欠けている。または、内容が不十分である。
			E	(3)	・事業実施に十分な人材確保の考え方が示されていない。
	収支予算	10	A	加点要素 (10)	・法人としてのバックアップがあり、財政基盤が安定した事業運営が見込める。
			B	加点要素 (8)	・収入と支出のバランスが取れ、効率的な事業の執行が見込める。
			C	基本 (6)	・収入と支出のバランスが取れている。 ・人件費・賃借料・事業費などの必要な経費を見込み、実現可能なものとなっている。
			D	減点要素 (4)	・収支が赤字になっている。 ・実現性が低い内容が示されている。
			E	(2)	・実現性がない。
	個人情報の取扱い	5	A	加点要素 (5)	・法人内部での個人情報取扱の研修実績がある等、情報管理を組織的に取り組んでいる。
			B	加点要素 (4)	・法人内部で個人情報取扱についての規程を作成している。
			C	基本 (3)	・個人情報取扱の基礎的な考え方について理解している。
			D	減点要素 (2)	・個人情報取扱の基礎的な考え方について、一部理解が不十分である。
			E	(1)	・個人情報取扱について、全く理解していない。
小計① 点					
ワーク・ライフ・バランスに関する取組 (3)	行動計画の策定や認定の有無(無の場合はB評価(0点)とする)	3	A	加点要素 (1)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出ている。(従業員101人未満の場合のみ加算)
			A	加点要素 (1)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出ている。(従業員101人未満のみ加算)
			A	加点要素 (1)	下記認定のいずれか1つを取得している。
					よこはまグッドバランス賞の認定の取得
					次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)の取得
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得					
若年雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の取得					
小計② 点					
総合計(小計①+②) 点					

【評価方法】

- 各評価項目について、A、B、C、D、Eの5段階評価とする。
- 配点が3点の場合は、A=1点、B=0点とする。
配点が5点の場合は、A=5点、B=4点、C=3点、D=2点、E=1点とする。
配点が10点の場合は、A=10点、B=8点、C=6点、D=4点、E=2点とする。
配点が15点の場合は、A=15点、B=12点、C=9点、D=6点、E=3点とする。
配点が20点の場合は、A=20点、B=16点、C=12点、D=8点、E=4点とする。
- 以下のどちらかに当てはまる場合は受託候補者としなない。
(1)総合点(ワーク・ライフ・バランスに関する取組を除く)が60%に満たない場合